

■採用時に活用できる助成金・奨励金

創業・異業種進出時を除いて採用時の助成金は、「就職が困難な方」を採用する場合に対象となります。特に現在は、新卒者の未就職率が問題視されているため、既卒者採用が手厚くなっています。他には、未経験者、高年齢者、母子家庭の母などを採用した場合に助成金を活用できる可能性が高くなります。少しでも採用リスクを軽減したい場合は、トライアル雇用付の助成金を活用してみたいかがでしょうか。

1	特定就職困難者雇用開発助成金 (被災者雇用開発助成金)	就職が困難と考えられる 60 歳以上 65 歳未満の高年齢者、障害者、母子家庭の母、震災被災者等を雇用する場合に受給できます。
2	高年齢者雇用開発特別奨励金	過去 3 年以内に雇用保険の加入者であったこと等の要件を満たす 65 歳以上の高年齢者を雇用する場合に受給できます。
3	トライアル雇用奨励金	ミスマッチ防止のために、中高年齢者、若年者、障害者、母子家庭の母等を原則 3 ヶ月のトライアルで雇用する場合に受給できます。
4	若年者等正規雇用化特別奨励金	年長フリーターや 30 代後半の「不安定就労者」を正規雇用する場合に受給できます。
5	3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金	高校・大学を卒業後 3 年以内の者を原則 3 ヶ月のトライアル雇用する場合に受給できます。その後、正規雇用した場合はさらに追加で受給できます。
6	3 年以内既卒者採用拡大奨励金	大学等を卒業後 3 年以内の者を正規雇用した場合に受給できます。

詳細はオフィス小笠原にお問い合わせください。

■労働基準監督官からの帳簿および書類の提出要求への対応義務

労基法 101 条 1 項で労働基準監督官の権限として臨検、帳簿および書類の提出を求めること、および尋問を行うことが認められています。仮に、使用者がこれら労働基準監督官からの要求に応じない場合は、労基法 120 条 4 号により 30 万円以下の罰金という刑罰が予定されています。

■建設事業→許可更新時に社保加入指導

国土交通省は、建設業を対象とした「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」を設置しました。このほど開いた第 1 回会合では、建設業の許可・更新時における対策案を提示。事業者の申請添付書類に保険関係成立届や保険料納入証明書などを追加し、加入状況の確認を徹底するとしました。未加入事業者には文書で加入を指導し、改善されなければ厚生労働省に通知します。今年度中に対策をとりまとめ、来年 4 月に関係政省令・告示を改正する方針です。早ければ来年夏の施行となるようです。

経営計画書作成のお手伝いいたします。

経営環境の変化に適応して発展・継続している会社には、経営理念と経営計画が必ずあるというのは、歴然とした事実です。毎年、新しい気持ちで経営計画を策定して、次世代を担う人材を育成しているからこそ、発展・継続していけるからです。

経営環境が激変するなか、一本調子で伸びていく節のない竹のような会社など、存在しません。多くの経営者がそうであってほしいと望みますが、幻想であることは昨今の社会情勢で見てきたとおりです。

長く歴史を積み重ねてきた会社も、過去に何度かは、青ざめるようなピンチを経験して成長してきたはずですが、だからこそ、ピンチのときに備えることが大事になります。しかし、マイナスを前提にした計画策定に、好んで取り組む経営者はいません。ですから、プラス前提の計画をつくる時、同時に、マイナスになったときのためのオプション計画として、非常時の経営計画を用意しておくといいいのです。手間はかかりますが、ピンチは突然襲ってくるという現実を直視する勇気をもって経営計画策定にのぞみましょう。

【非常時の経営計画の種類】

			目的
イエロー（Y）計画	営業収支連続2ヵ月マイナス	リカバリー重視の計画	平常時の計画に戻す
レッド（R）計画	営業収支連続4ヵ月マイナス	サバイバル重視の計画	資金を確保して生き残る
エマージェンシー（E）計画	大口取引先倒産、融資ストップ、事故による操業停止など	緊急事態対応の計画	リスク管理と緊急事態への対応



来年1月よりオフィス小笠原は、社労士部門を法人化します。新たな名称は、「社会保険労務士法人オフィス小笠原」となります。今後とも、ご愛顧の程よろしく願い申し上げます。